

## 多摩区役所生田出張所建替事業に関する対話の実施要領

平成 31（2019）年 1 月 川崎市市民文化局市民生活部企画課

### 1. 対話の目的

川崎市（以下「本市」という。）は、昭和 50（1975）年から利用を開始した多摩区役所生田出張所庁舎を解体撤去した後の市有地において、民間事業者の有するノウハウを最大限に活用することにより新庁舎（以下「本施設」という。）を整備する多摩区役所生田出張所建替事業（以下「本事業」という。）を実施し、本施設の早期完成を目指しています。

本事業に関する対話は、平成 30（2018）年 9 月に実施した対話の結果をふまえ、更に多くの民間事業者において本事業への参画意向が高められるような対応の有無を確認するため、改めて整理した本事業の実施条件等に関するご意見及びご提案等を個別に対話形式で伺うことを目的とするものです。

### 2. 対話の対象者及び日程・場所

本事業に関する対話は、本事業に関心のある民間事業者を対象とし、民間事業者のアイデア及びノウハウ保護のために対話は個別に行います。

また、対話に参加頂いた民間事業者（以下「参加者」という。）のうち名簿登載への同意を得られた参加者のみを対象とした名簿を作成し、名簿に登載された参加者のみに配布することを予定しています。

対話の日程及び場所については次のとおりです。

日程 平成 31（2019）年 1 月 28 日（月）から平成 31（2019）年 2 月 1 日（金）までの 9 時から 17 時までの間において、概ね 1 時間程度で調整。

場所 川崎市市民文化局内会議室（川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9 階）を予定。

なお、今回は事前説明会を開催しないことから、本事業等について不明な点は、川崎市市民文化局市民生活部企画課（25kikaku@city.kawasaki.jp）まで電子メールにてお問合せください。

### 3. 対話への参加申込方法

本事業に関する対話への参加を希望する民間事業者は、「多摩区役所生田出張所建替事業サウンディング調査エントリーシート（以下「エントリーシート」という。）」（様式 1）に必要事項を記入の上、電子メールに添付して川崎市市民文化局市民生活部企画課（25kikaku@city.kawasaki.jp）まで送信してくだ

さい。

なお、エントリーシートに記載した意見又は提案に関連して資料等を提示頂ける場合は、当該資料等もエントリーシートと共に電子メールに添付して送信してください。

本市は、エントリーシートに記入頂いた対話希望日時をふまえて調整の上、平成 31（2019）年 1 月 25 日（金）までに電子メールにて対話日時及び会場を返信します。

エントリーシートの申込期間は次のとおりです。

平成 31（2019）年 1 月 16 日（水）午前 8 時 30 分から

平成 31（2019）年 1 月 23 日（水）午後 5 時 15 分まで

#### 4. 対話の内容及び方法

平成 30（2018）年 9 月に実施した対話の結果をふまえ、本市が改めて整理した「多摩区役所生田出張所建替事業の実施に関する方針（案）」（以下「実施方針案」という。）及び「多摩区役所生田出張所建替事業に関する要求水準書（素案）」について、参加者における事業参画意向を高める観点からのご意見又はご提案、変更等が必要な条件等の有無について伺います。詳細は、次の「5. 対話においてご意見及びご提案を頂きたい事項」を参照してください。

対話については概ね 1 時間程度を目安とし、エントリーシートに記載頂いた内容を中心として本事業の実施条件等について意見交換等の対話を行います。なお、対話の当日において、エントリーシートに添付した資料の他に追加資料等がある場合は、本市への提出分として 6 部をご持参ください。

本市は、対話の結果をふまえ、本事業の実施条件等を整理した上で、当該実施条件等に基づいて民間事業者の募集及び選定を行うことを予定しています。

#### 5. 対話においてご意見及びご提案を頂きたい事項

① 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（平成 27 年川崎市条例第 84 号）をふまえ、川崎市内に事務所又は事業所を有する中小企業者の事業参画意向を高める観点から、実施方針案に示す建設企業の参加資格要件（実施方針案\_第 2\_5\_(1)\_②（8 頁）参照）に次のような条件（地域要件）を設定することの適否等についてご意見等をお聞かせください。

条件 A：本店が川崎市内にある者とする。

条件 B：本店が川崎市内にある者を 1 者以上含むこと。

条件 C：本店、支店又は営業所が川崎市内にある者を 1 者以上含むこと。

その他：上記の条件 A から C によらない地域要件の設定等。

② その他、本事業への参画意向が高められるような対応についてのご意見

又はご提案がありましたらお聞かせください。

## 6. 留意事項

### (1) 対話（サウンディング）に関する費用

- ・対話（サウンディング）への参加に要する費用（書類作成、対話等への参加費用等）については、参加者の負担とします。

### (2) 参加者及び対話内容の取り扱い

- ・対話への参加実績は、後日実施予定の本事業に関する民間事業者の募集及び選定における評価対象にはなりません。
- ・本市及び参加者ともに、対話での発言はその時点での想定によるものとし、何ら約束するものではありません。
- ・対話において頂いたご意見及びご提案については、本事業の実施条件等の検討にあたり参考としますが、必ずしも実施条件等に反映されるものではありません。

### (3) 追加調査（対話）等への協力

- ・対話の実施後においても、必要に応じて追加対話（書面による照会含む。）を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

### (4) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果は、概要を本市のホームページで公表する予定です。
- ・対話の実施結果については、公表前に参加者に公表内容の確認を行います。
- ・対話の実施結果の公表にあたり、参加者の名称については公表しません。